

各県立学校長 殿

教 育 長

第二学期末（後期）及び冬期休業中の幼児児童生徒の指導について（通知）

冬期休業を迎えるに当たり、下記事項に留意し、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が安全かつ自主的・主体的に有意義な冬期休業を過ごせるよう、格別の配慮をお願いします。

については、貴校教職員に対し、下記事項を周知するとともに、学校や地域の実情、生徒等の実態等に応じて適切な指導計画を作成し、保護者や地域社会、関係機関等との緊密な連携・協力のもとに生徒指導のより一層の推進が図られるよう取組をお願いします。

記

1 生徒等の生命と心を守る生徒指導と支援の徹底

- (1) 生徒等の生命に関わる重大な事態が依然として発生していることから、引き続き事故防止や自殺予防に向けた取組を強化すること。
- (2) 冬期休業明け直後は、生徒等にとって生活環境が大きく変わる契機になりやすく、プレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられることから、面談やアンケート調査を実施するなどして、生徒等の変化を把握するよう努めること。また、生徒等の支援に当たっては、家庭はもとより、必要に応じて、警察や医療・福祉等の関係機関とも十分に連携すること。
- (3) 本年3月、福井県池田町において発生した中学2年生が自ら命を絶つという大変痛ましい事案では、生徒指導上の不適切な対応、学校における組織的な対応の欠如といった諸課題が指摘されている。については、生徒理解の深化とともに、教職員と生徒等との信頼関係を築くことを基盤とした適切な指導を行うこと。
- (4) 問題行動等を起こした生徒等への対応については、問題行動に至った背景や事象の内容を明確にするとともに、あらかじめ定められた規定を踏まえつつも、個々の生徒等の特性等に配慮すること。また、生徒等が自らの行動を反省し、将来に希望や夢をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう指導・支援を行うこと。

2 指導計画の作成及び生活態度の育成

- (1) 学校の教育方針を明確にし、全教職員の共通理解のもと、生徒等が自主的・主体的に有意義な冬期休業を過ごせるよう指導すること。
- (2) 部活動や学校行事の計画・実施に当たっては、その教育的意義を十分検討し、生徒等の発達段階や健康状態及び保護者の経済的負担について配慮するとともに、安全に留意し、事故防止に努めること。
- (3) 生徒等が、豊かな人間性や社会性を一層培うことができるよう、規則正しい生活を送り、自らの健康を保持増進するよう指導に努めること。
- (4) 生徒等が、家庭での対話の機会を大切にし、家族相互の理解を深めることや地域におけるボランティア活動や諸行事等に主体的・積極的に参加することにより、社会参画の意識や規範意識が醸成されるよう指導すること。

3 いじめの問題への一層の取組

- (1) いじめ防止対策推進法によるいじめの定義を全教職員が理解し、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得ることを念頭に置き、「些細な、軽微な、いじめの芽や兆候」を見逃すことなく組織としていじめを漏れなく認知し対応すること。また、認知し対応したいじめについては、表面上解決したように見えても、直ぐに解消したと判断するのではなく、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、指導や謝罪の後も見守りを継続し、慎重に対応すること。
- (2) いじめ問題については、実効性のある取組の推進を図るとともに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織会議を定期的開催し、計画的かつ組織的に進めること。また、「個人別生活カード」等を活用することで、いじめをはじめとする生徒等の状況を記録し、全教職員で情報共有することにより、組織的・継続的支援に努めること。
- (3) 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要における高等学校のいじめの態様では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」に次いで、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の順になっている。このことを踏まえ、教職員からの指導はもとより、生徒等がインターネット利用について自ら考え話し合う機会を設けるなど、健全な利用やモラル等の確立が図

られるよう配慮すること。また、いじめが起る場面については、教職員が指導する「授業中」や「部活動中」の割合も高いことを踏まえ、学習指導と生徒指導が一体となった対応に努めること。

4 不登校や中途退学の予防及び未然防止

- (1) 不登校は特別な状況で起こるのではなく、「誰にでも起こりうる」可能性があり、その要因も複雑化・多様化している。各学校においては、不登校の未然防止のため、個人面談や家庭訪問等の実施により、生徒等の気持ちに寄り添い、兆しを見逃さない丁寧な支援に努めること。また、保護者はもとより、必要に応じて出身中学校等とも連携して支援に努めること。
- (2) 不登校児童生徒への支援の在り方については、「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援や、不登校が生じない魅力ある学校づくり、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保等を図るなど、支援の充実に一層努めること。
- (3) 成績不振科目の克服など、生徒等自らが第3学期（後期）における進級や卒業に向けての展望がもてるよう、きめ細かな指導・支援を行うこと。その際、単位の修得、卒業の認定及び学年の課程を修了する出席日数等の弾力的運用について配慮すること。

5 安全確保及び事故防止等

- (1) 生徒等による大麻の所持・使用など、薬物乱用に係る危険性が心配されている。薬物乱用は重大な社会問題であるという認識に立ち、警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室等を計画的に開催するなど、指導を徹底すること。また、薬物乱用の未然防止には保護者の協力が不可欠なことから、保護者に対する薬物乱用防止に関する啓発も積極的に行うこと。
- (2) インターネット等の利用による、違法・有害情報から生徒等を守るためには、フィルタリングの利用が有効であることから、あらゆる機会を通じて生徒等にその指導を行うとともに、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」の内容を踏まえ、生徒等及び保護者への啓発を行うこと。
- (3) 各市町村教育委員会や各県立学校等から寄せられた不審者情報は、県教育委員会のホームページに掲載しており、本年度は11月22日現在99件計上している。生徒等の安全が脅かされているという現状を踏まえ、保護者、地域社会、関係機関と連携・協力しながら、被害の防止に努めること。あわせて、年末年始の外出時での留意事項など、生徒等が、自ら身を守ることについての認識が深められるよう、具体的な指導に努めること。
- (4) 平成28年度における県内の児童虐待に関する相談対応件数は過去最多となっており、全国的にも子どもの生命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たない状況にある。児童虐待を防止するため、日ごろから、一人一人の生徒等の表情や言動等の変化に気を付け、教職員間の情報交換を十分に行い、早期発見に努めること。また、児童虐待を発見したときは、市町村の児童福祉担当部署やこども家庭相談センターへ通告するとともに、関係機関とも連携を図りながら当該生徒等の心のケアについて十分配慮すること。
- (5) 交通に関するルール遵守やマナー向上についての指導に努めるとともに、具体的な事例を通して安全について考えさせ、人命尊重の指導を徹底し、交通事故の防止に努めること。
- (6) 冬期休業中は特に年末年始の開放的な雰囲気から飲酒や喫煙、深夜徘徊等の問題行動が危惧されるので、保護者との連携を図りながら、指導の徹底に努めること。

参考資料

- 児童・生徒の生命と心を守る生徒指導の徹底について (平成28年4月26日付け教生第34号)
児童生徒の自殺予防に係る取組について (平成29年7月7日付け教生第115号)
池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について (平成29年10月26日付け教生第216号)
いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について (平成28年3月28日付け教生第271号)
奈良県いじめ防止基本方針の送付について (平成28年4月25日付け教生第31号)
いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について (平成27年8月7日付け教生第104号)
「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について (平成29年3月27日付け教生第331号)
不登校児童生徒への支援の在り方について (平成28年9月29日付け教学第842号、教生第164号、教研第385号)
不登校支援のしるべ (平成24年3月 奈良県教育委員会)
連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある薬物乱用防止教育の推進について (平成28年2月17日付け教生第489号)
児童生徒の安全の確保に向けた取組について (平成27年4月7日付け教生第5号)
不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について (平成28年3月24日付け教生第257号)
児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について (平成24年4月20日付け教学第18号)
児童生徒等の自転車の運転に係る交通安全について (平成25年12月19日付け教生第383号、教生第221号の2)